

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社 ニッセー	旭川市永山13条3丁目1番7号

2 指名停止期間

建設工事
平成27年 3月23日 ~ 平成27年 4月 6日 (2週間)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、株式会社ニッセーが平成26年5月2日に旭川市内で施工した一般工事において、作業員1名が仮設物から墜落し負傷する事故を生じさせ、平成27年1月6日、旭川簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑を受けた。
このことは「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について (抜粋)

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準	
措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2カ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係 (内線307)